

男鹿市条例第2号

男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例

男鹿市単独運行バス条例（平成22年男鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「単独運行バス」とは、市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づいて行う有償運送事業におけるバス及び市民混乗を行うスクールバスをいう。</p> <p>(運行路線)</p> <p>第3条 単独運行バスの路線及び運行範囲は、次のとおりとする。</p>				<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「単独運行バス」とは、市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づいて行う有償運送事業におけるバスをいう。</p> <p>(運行路線)</p> <p>第3条 単独運行バスの路線及び運行範囲は、次のとおりとする。</p>			
路線名	始点	主な経由地点	終点	路線名	始点	主な経由地点	終点
(略)				(略)			
脇本船越循環線	船越駅	脇本駅、船越駅、脇本駅	男鹿みなど市民病院	脇本船越循環線	船越駅	脇本駅、船越駅、脇本駅	男鹿みなど市民病院
男鹿北線スクールバス	岬入口	西黒沢	男鹿みなど市民病院				
<p>2 各路線の運行は、定時定路方式とする。ただし、男鹿中線、入道崎線、加茂線、安全寺線及び男鹿北線スクールバスについては一部予約運行とする。</p>				<p>2 各路線の運行は、定時定路方式とする。ただし、男鹿中線、入道崎線、加茂線及び安全寺線については一部予約運行とする。</p>			
別表第1（第4条関係） 路線別料金				別表第1（第4条関係） 路線別料金			
路線名		区間	料金	路線名		区間	料金
五里合線、男鹿中線、安全寺線、入道崎線、加茂線、男鹿南線、船越線、潟西線、男鹿北線、船川循環線、脇本船越循環		全ての区間	200円	五里合線、男鹿中線、安全寺線、入道崎線、加茂線、男鹿南線、船越線、潟西線、男鹿北線、船川循環線、脇本船越循環		全ての区間	200円

改正後			改正前		
<u>線、男鹿北線スク</u>			<u>線</u>		
<u>ールバス</u>					
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。